

令和7年度第2回潮来市の国民健康保険事業の

運営に関する協議会 次第

日 時 令和8年2月24日 (火)
午後 7 時～

場 所 潮来市役所 3階 第1会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 案 件

(1) 認定1 会長及び会長代理の選任について

(2) 諮問1 潮来市国民健康保険税率の見直しについて

(3) 報告1 令和8年度国民健康保険事業費納付金算定結果について

(4) 認定2 令和8年度潮来市国民健康保険特別会計予算(案) について

(5) 認定3 潮来市国民健康保険税条例の一部改正(案) について

資料No.1

資料No.2

資料No.3

資料No.4

6 その他

7 閉 会

R8.2.12 現在

潮来市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿

(任期)令和7年4月1日～令和10年3月31日

区別	氏名	備考	委嘱
医代 療機 関表	石毛 雄 幸	石毛医院	R7.4.1
	仲 澤 一 郎	仲沢医院	〃
	鈴木 潤 一	鈴木歯科医院	〃
	橋 本 博 幸	田辺薬局潮来延方店	〃
被代 保 險 者表	兼平 由美子		〃
	山 本 一 心		〃
	宮 本 春 美		〃
	吉 田 信 好		〃
公 益 代 表	飯 田 幸 弘	議会議長	R8.2.12～
	小 沼 英 明	教育福祉経済委員長	〃
	草 野 孝 司	区長会長(横須賀東地区)	R7.4.1
	井 上 志 津 江	民生・児童委員協議会副会長	〃

(2) 潮来市国民健康保険税率の見直しについて

1. 見直しの背景

令和8年4月より子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、その財源とする為、国民健康保険税に上乗せして、賦課・徴収が開始されます。

このことから、本市における国民健康保険税率の改正が必要となるものです。

2. 子ども・子育て支援金制度の概要

【子ども・子育て支援金制度とは】

・深刻化する少子化対策の財源を確保するため、社会全体で子育て世代を支える新しい仕組み

【制度の目的】

- ・少子化対策の財源確保
- ・子育て支援の拡充



【令和8年4月より】

- ・子ども・子育て支援金の賦課・徴収
- ・子ども・子育て支援納付金の納入

3. 国民健康保険税率の見直し(案)について

		現行	改正後 (案)	備考
医療給付費分	所得割	6.3%	6.3%	変更なし
	均等割	35,000円	35,000円	
後期高齢者支援金分	所得割	3.0%	3.0%	
	均等割	17,000円	17,000円	
介護納付金分	所得割	2.1%	2.1%	
	均等割	16,000円	16,000円	
子ども・子育て支援金分	所得割		0.25%	令和8年度より 創設
	均等割		1,600円	
	18歳以上		140円	
	均等割			

※子ども・子育て支援金分：茨城県より提示された市町村標準保険料率を参考

4. 国民健康保険税(子ども・子育て支援金分)の試算額について

(参考) R8.1.30現在

全体	約19,512,000円
1世帯あたり	約5,030円
被保険者1人あたり	約3,430円

被保険者数	5,695人
世帯数	3,879世帯
18歳以上	5,259人

※「改正後(案)」による試算(令和8年1月30日現在)(収納率:95%)

<例1> 夫(60歳・給与収入)と妻(58歳・自営業)の2人世帯(低所得者軽減なし)

世帯の所得:2,745,600円・世帯の課税標準所得額:1,885,600円

(現行)350,700円 → (改正後)358,800円(+8,100円)

<例2> 世帯主(50歳・給与収入)のみの1人世帯(低所得者7軽減該当)

世帯の所得:0円(給与収入:720,000円)・世帯の課税標準所得額:0円

(現行)20,400円 → (改正後)20,800円(+400円)

5. 国民健康保険事業費納付金(子ども・子育て支援金分)について

令和8年度	20,234,128円	令和8年度より創設
-------	-------------	-----------

※令和8年1月20日付け茨城県保健医療部保健政策課長通知より

(3) 令和8年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果について

(令和8年1月20日 茨城県提示資料より)

○ 茨城県の状況

	被保険者数 (人)	伸び率 (%)	事業費納付金 (千円)	1人当たり(円) 事業費納付金	備考
令和6年度	569,231		79,997,713	140,536	
令和7年度	547,734	△3.78	76,595,747	139,841	
令和8年度	528,100	△3.58	74,738,578	141,524	

※ 令和8年度より「子ども・子育て支援納付金分」が加算

※ 被保険者数については、減少傾向にあるが、1人当たり事業費納付金は増加傾向にある。

○ 潮来市の状況

	被保険者数 (人)	伸び率 (%)	事業費納付金 (千円)	1人当たり(円) 事業費納付金	備考
令和6年度	6,253		830,636	132,838	
令和7年度	5,793	△7.36	780,150	134,671	
令和8年度	5,525	△4.63	769,433	139,264	

※令和8年度より「子ども・子育て支援金分」が加算

※ 茨城県と同様に潮来市でも被保険者数については、減少傾向にあるが、1人当たり事業費納付金は増加傾向あり、潮来市の方が顕著である。

令和8年度

潮来市国民健康保険特別会計予算（案）説明書

潮来市

0.0111

第 8 條

（第 8 條） 若干指定用者應知悉其市來價

市來價

第 1 表 歳入 歳入 歳出 予 算 (単位：千円)

歳入	款	項	金額
1 国	民 健 康 保 險 税		564,896
2 使	用 料 及 び 手 数 料	1 国 民 健 康 保 險 税	564,896
3 国	庫 支 出 金	1 手 数 料	278
4 県	支 出 金	1 国 庫 補 助 金	4,458
		1 県 補 助 金	4,458
5 財	産 収 入	2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	2,228,507
6 繰	入 金	1 財 産 運 用 収 入	2,228,506
		1 他 会 計 繰 入 金	1,796
7 繰	越 金	2 基 金 繰 入 金	1,796
		1 繰 越 金	273,496
8 諸	収 入	1 他 会 計 繰 入 金	247,028
		2 基 金 繰 入 金	26,468
		1 繰 越 金	1
		1 繰 越 金	1
		1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	12,968
		2 預 金 利 子	1,702
		3 貸 付 金 元 利 収 入	1
		4 受 託 事 業 収 入	1,001
		5 雑 収 入	2,320
		5 雑 収 入	7,944
	歳 入 合 計	合 計	3,086,400

歳出		款		項		金額
1 総	務	費				77,105
	1 総		務	管	理	費
	2 徴			税		費
	3 運		營	協	議	會
						298
2 保	險	給	付			2,180,709
	1 療		養	諸		費
	2 高		額	療	養	費
	3 移		送			費
	4 出		産	育	兒	諸
	5 葬		祭	諸		費
	6 傷		病	手	当	金
						100
3 国	民	健	康	保	險	事
						業
						費
						納
						付
						金
						769,434
						460,906
						214,699
						73,594
						20,235
						42,252
						5,592
						36,660
						1,796
						1,796
						5,104
						4,102
						1
						1,000
						1
4 保	健	事	業			費
						積
						立
						金
						1,796
5 基	金	積	立			金
						1,796
6 諸	支	出				金
						5,104
						4,102
						1
						1,000
						1

(単位：千円)

款	項	金額
7 予備費		10,000
1 予備費		10,000
歳出	合計	3,086,400

歳入歳出予算事項別説明書

國民政府軍事委員會出版

歳入

(単位：千円)

款	項	目	本年度予算	前年度予算	比較	説明
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税	1 国民健康保険税	564,896	503,395	61,501	現年賦税分 545,682千円 滞納繰越分 19,214千円
	2 使用料及び手数料	1 手数料	278	378	△ 100	1件当り100円
3 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国民健康保険災害臨時特別補助金	1	1	0	
		2 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	57	69	△ 12	マイナ保険証に関するリーフレット印刷費に係る補助金
		3 子ども・子育て支援事業費補助金	4,400	0	4,400	子ども・子育て支援金制度対応に伴うシステム改修費に係る補助金
		健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	0	60	△ 60	廃目整理
4 県支出金	1 県補助金	1 保険給付費等交付金	2,228,506	2,263,404	△ 34,898	普通交付金、特別交付金
	2 財政安定化基金交付金	1 財政安定化基金交付金	1	1	0	
5 財産収入	1 財産運用収入	1 利子及び配当金	1,796	2,179	△ 383	支払準備基金に係る預金利子
	1 他会計繰入金	1 一般会計繰入金	247,028	237,192	9,836	保険基金安定繰入金(保険税極減分)、保険基金安定繰入金(保険者支拂分)、未就学児均等割保険料繰入金、職員給与費等繰入金、産前産後保険料繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金
7 繰越金	2 基金繰入金	1 支払準備基金繰入金	26,468	103,173	△ 76,705	国民健康保険事業費納付金の納付等に活用
	1 繰越金	1 繰越金	1	1	0	
8 諸収入	1 延滞金・加算金及び過料	1 延滞金	1,700	2,500	△ 800	保険税滞納延滞金
		2 加算金	1	1	0	不正利得返還金に係る加算金
		3 過料	1	1	0	
2 預金利子	1 預金利子	1 預金利子	1	1	0	
	3 貸付金元利収入	1 高額療養費貸付金元利収入	1,001	1,001	0	高額療養費貸付金に係る償還金
4 受託事業収入	1 特定健康診査等受託料	2,320	2,400	△ 80	特定健康診査等個人負担金	

(単位：千円)

款	項	目	本年度予算	前年度予算	比較	説明
8 諸収入	5 雑入	1 滞納処分費	1	1	0	
		2 第三者納付金	6,100	6,100	0	国保法第64条関係
		3 返納金	1,825	925	900	現物給付分、現金給付分、国保法第65条関係等
		4 雑入	18	17	1	雇用保険料等
雑入合計			3,086,400	3,122,800	△ 36,400	

歳出

款	項	目	本年度予算	前年度予算	比較	説明	
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	38,331	36,841	1,490	人件費、事務費、保険者事務共同電算処理業務手数料、電算委託等	
		2 国民健康保険団体連合会負担金	1,163	1,205	△ 42	会員負担金、K.D.B補完システム維持管理負担金等	
		3 医療費適正化特別対策事業	4,393	4,133	260	レセプト点検に係る経費、レセプト二次点検業務手数料等	
	2 徴税費	1 徴税総務費	22,958	22,698	260	人件費、事務費等	
		2 賦課徴収費	9,801	4,078	5,723	事務費、電算委託等	
		3 収納率向上特別対策事業費	161	161	0	職員手当等	
	2 保険給付費	3 運営協議会費	1 運営協議会費	298	305	△ 7	運営協議会に係る経費、運営協議会長会負担金等
			1 療養給付費	1,837,504	1,862,107	△ 24,603	診療(入院、入院外、歯科、調剤等)に係る給付
		1 療養費	2 療養費	9,083	11,209	△ 2,126	診療費、補装具、柔道整復師等に係る給付
			3 審査支払手数料	6,572	6,993	△ 411	診療報酬明細書に係る審査支払手数料
1 高額療養費			315,796	321,254	△ 5,458	医療費が自己負担限度額を超えた場合に支給	
2 高額療養費		2 高額介護合算療養費	250	150	100	医療費等の自己負担額の年額が限度額を超えた場合に支給	
		1 移送費	100	100	0	被保険者の移送に係る給付	
		4 出産育児給費	9,000	6,000	3,000	被保険者の出産に関する給付	
3 国民健康保険事業費納付金		5 葬祭給費	1 葬祭費	2,300	2,550	△ 250	死亡した被保険者の葬祭を行う者に支給
			6 傷病手当金	100	100	0	
	1 医療給付費分	1 医療給付費分	460,906	503,761	△ 42,855	茨城県の財政運営に係る事業費納付金	
		2 後期高齢者支援金等分	214,699	204,968	9,731	茨城県の財政運営に係る事業費納付金	
		3 介護納付金分	73,594	71,422	2,172	茨城県の財政運営に係る事業費納付金	
	4 子ども・子育て支援納付金分	1 子ども・子育て支援納付金分	20,235	0	20,235	茨城県の財政運営に係る事業費納付金	

(単位：千円)

款	項	目	本年度予算	前年度予算	比較	説明
4 保健事業費	1 保健事業費		5,592	5,658	△ 66	生活習慣病予防に係る経費等
	2 特定健康診査等事業費		36,660	38,332	△ 1,672	特定健診等に係る経費等
5 基金積立金	1 基金積立金		1,796	2,179	△ 383	支払準備基金に係る預金利子
6 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	1 償還金	1	1	0	各補助金(交付金)に係る返還金
		2 保険税還付金	4,000	5,500	△ 1,500	国保税過額納付金
		3 保険税還付加算金	100	100	0	国保税過額納付金に上乗せして支払われる利息相当分
		4 保険給付費等交付金償還金	1	0	1	過年度分における保険給付費等交付金に係る返還金
7 予備費	1 予備費	1 延滞金	1	1	0	
		1 高額療養費貸付金費	1,000	1,000	0	高額療養費貸付金
		1 繰出金	1	1	0	
		1 予備費	10,000	10,000	0	
歳出合計			3,086,400	3,122,800	△ 36,400	

(5) 潮来市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

1. 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の公布に伴う
潮来市国民健康保険税条例の一部改正 ※地方税法改正に伴う改正

○現在の基礎課税分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に、子ども・子育て支援金分
を加える改正

・この改正は、地方税法施行令等は改正がされていないため、地方税法改正の部分のみ
の改正となる。

2. 今後予定される国民健康保険税条例の一部改正（※地方税法施行令等改正に伴う改正）
・地方税法施行令等の改正は令和8年3月中に改正される予定のため、専決による一部改
正となる予定

○課税限度額の引上げ

基礎課税分	66万円	→	<u>67万円（1万円増）</u>
後期高齢者支援金等分	26万円		（変更なし）
介護納付金分	17万円		（変更なし）
子ども・子育て支援納付金分	<u>3万円</u>		<u>（新規）</u>

○軽減判定所得基準額の引上げ

7割軽減			（変更なし）
5割軽減	30万5千円	→	<u>31万円（5千円増）</u>
2割軽減	56万円	→	<u>57万円（1万円増）</u>

○低所得者及び出産被保険者に対する減額について18歳以上被保険者均等割を追加する
規定の整備

○18歳未満被保険者に対する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割の減額
等

Figure 1

Figure 1 shows the results of the regression analysis. The dependent variable is the log of the number of employees. The independent variables are the log of the number of sales, the log of the number of assets, and the log of the number of employees in the industry. The regression equation is:

$$\ln N_{it} = \alpha + \beta_1 \ln S_{it} + \beta_2 \ln A_{it} + \beta_3 \ln N_{it}^{ind} + \epsilon_{it}$$

The results show that the number of sales and the number of assets are positively correlated with the number of employees. The coefficient on the industry variable is negative, indicating that firms in larger industries tend to have fewer employees relative to their sales and assets. The regression is statistically significant at the 1% level.

Variable	Coefficient	Standard Error	t-Statistic	Probability > t
Constant	0.500	0.050	10.000	0.000
ln Sales	0.800	0.020	40.000	0.000
ln Assets	0.600	0.015	40.000	0.000
ln Employees in Industry	-0.200	0.010	-20.000	0.000

The regression results are robust to various specifications, including the use of different control variables and the inclusion of industry fixed effects. The results suggest that the number of employees is primarily determined by the firm's sales and assets, and is negatively related to the size of the industry.

(案)

議案第 号

潮来市国民健康保険税条例の一部改正について

潮来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 月 日 提 出

潮来市長 原 浩道

潮来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

潮来市国民健康保険税条例(昭和41年条例第25号)の一部を次のように改正する。(下線の部分は改正箇所)

改正後	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>

「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 及び (3) (略)

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2~5 (略)

第3条 (略)

第4条~第9条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について 円とする。

第10条~第27条 (略)

附 則

1~2 (略)

(上場株式会社等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山

(2) 及び (3) (略)

2~5 (略)

第3条 (略)

第4条~第9条 (略)

第10条~第27条 (略)

附 則

1~2 (略)

(上場株式会社等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並

林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定す

びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等

る一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の第314条の第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の第2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の第2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」する。

(上場株式等に係る譲渡所得等の金額の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同

に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」する。

(上場株式等に係る譲渡所得等の金額の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同

一 世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法

一 世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法

第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場
合における第3条、第6条、第8条、第9条、第23条第1項の
規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同
条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対す
る相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法
第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規
定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特
例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、
「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用
配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とある
のは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第
1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当
等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定
同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方
税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約
等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利
子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有す
る場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規
定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から
同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に
伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44
年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の
2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の
2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所
得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する
条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額
とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の
2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中
「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等
実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と

第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規
定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場
合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用に
ついては、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」と
あるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義に
よる所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6
項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適
用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当
等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所
得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等
の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若
しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山
林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と
する。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定
同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方
税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約
等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利
子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有す
る場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用につ
いては、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」
とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、
法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。
以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定
する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及
び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税
条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の
額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若
しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項
に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得
金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3
条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

する。
(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の潮来市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、地方税法部分についても改正され、潮来市国民健康保険条例の改正も必要となったため。

(参考)

○潮来市国民健康保険条例施行規則 ～抜粋～

昭和41年12月14日

規則第15号

(注) 平成18年2月から改正経過を注記した。

第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
(平30規則3・改称)

(所掌事項)

第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 一部負担金の減免に関する事項
- (3) 保険税の賦課方法に関する事項
- (4) 保険税の減免に関する事項
- (5) 保険給付の種類及び内容に関する事項
- (6) 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営上重要な事項
(平25規則7・平30規則3・一部改正)

(協議会の招集)

第3条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、市長から諮問があったとき、又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議招集の請求があったときは、その諮問又は請求のあった日から7日以内に会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。

(定足数)

第4条 協議会は、条例第2条各号に掲げる委員の各1人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(会長の職務)

第5条 会長は、会務を統理し、会議の議長となる。

(議事)

第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第7条 会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、協議会の同意があったときは、その会議に出席し発言することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、国民健康保険主管課において処理する。

(会議録)

第9条 議長は、会議録を作成し、会議に出席した2人の委員とともに署名しなければならない。

(補則)

第10条 第3条から前条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める

